

## 議第 8 5 号

三島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の  
一部を改正する条例案

三島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成21年三島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「45日前」の次に「（高さが15メートルを超える中高層建築物を建築しようとする場合にあっては、60日前）」を加える。

第 8 条第 1 項中「設置した後」の次に「、規則で定める場合を除き」を、「30日前」の次に「（高さが15メートルを超える中高層建築物を建築しようとする場合にあっては、45日前）」を加え、「、近隣関係住民に対して説明（書面の配布のみによるものを除く。以下同じ。）をしなければならない」を「近隣関係住民に対し説明（書面の配布のみによるものを除く。以下同じ。）を行うための説明会（以下「当初説明会」という。）を開催しなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同条第 6 項中「及び第 3 項の規定は、前 2 項の場合」を「から第 6 項までの規定は第 7 項の場合について、第 2 項、第 5 項及び第 6 項の規定は前項前段の場合」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 5 項中「第 1 項」の次に「、第 3 項（次項において準用する場合を含む。）、第 4 項（次項において準用する場合を含む。）」を加え、「説明会の開催」を「説明」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第 8 項とする。

この場合において、建築主等は、当該近隣関係住民が説明会の開催による方法を希望するときは、これに応じるものとする。

第 8 条第 4 項中「第 1 項に規定する説明を行った後」を「当初説明会を開催し、又は第 3 項若しくは第 4 項に規定する説明をした後」に改め、「する場合は」の次

に「、規則で定める場合を除き」を加え、「近隣関係住民に建築計画の変更の概要について説明をしなければならない」を「建築計画の変更の概要について近隣関係住民に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第7項とし、同条第3項中「第1項」を「当初説明会を開催し、又は第3項若しくは第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「前項」を「当初説明会を開催し、又は前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 建築主（建築主が法人である場合には、その代表者又は当該中高層建築物の建築計画に携わる当該法人の役員その他従業員）は、当初説明会に出席しなければならない。

3 建築主等は、当初説明会に出席しなかった近隣関係住民がある場合には、当該当初説明会の開催後速やかに、第1項に規定する事項について、当該近隣関係住民に対して説明をしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

4 建築主等は、第1項に規定する規則で定める場合に該当し、当初説明会を開催しない場合には、第7条第1項各号に掲げる日のうちいずれか早い日の30日前（高さが15メートルを超える中高層建築物を建築しようとする場合にあっては、45日前）までに、第1項に規定する事項について、近隣関係住民に対して説明をしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

第20条第3項中「第8条第1項若しくは第4項に規定する説明をしない者又は同条第5項の規定による説明会の開催をしない者に対して、期限を定めて説明をし、又は説明会の開催をするよう」を「当初説明会若しくは第8条第7項に規定する説

明会を開催しない者又は同条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。））、第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）若しくは第8項に規定する説明をしない者に対して、期限を定めて説明会を開催し、又は説明をするよう」に改め、同条第4項中「第8条第2項（同条第6項）」を「第8条第5項（同条第9項）」に改める。

第21条第1項第3号中「第8条第2項（同条第6項）」を「第8条第5項（同条第9項）」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項、第8条、第20条第3項及び第4項、並びに第21条第1項の規定は、改正後の第7条第1項各号に掲げる日のうちいずれか早い日（以下「確認申請等の日」という。）が平成29年2月15日以後となる高さが15メートル以下の中高層建築物の建築又は確認申請等の日が同年3月2日以後となる高さが15メートルを超える中高層建築物の建築について適用し、確認申請等の日が同年2月15日前となる高さが15メートル以下の中高層建築物の建築又は確認申請等の日が同年3月2日前となる高さが15メートルを超える中高層建築物の建築については、なお従前の例による。

平成28年11月29日提出

三島市長 豊岡 武士